

議員提出議案第1号

羽曳野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び羽曳野市議会会議規則（昭和56年羽曳野市議会規則第3号）第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

平成27年3月26日

羽曳野市議会

議長 花川 雅 昭 殿

提出者

羽曳野市議会議員

若 林 信 一

松 村 尚 子

笠 原 由美子

田 仲 基 一

嶋 田 丘

林 義 和

吉 田 恭 輔

## 提 案 理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の施行により、教育行政の第一義的な責任者を明確にするための新たな教育委員会の教育長を置くこととなることに伴い、規定整備を行うとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものです。

羽曳野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市議会委員会条例(昭和 56 年羽曳野市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 21 条中「、教育委員会の委員長」を「、教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」を「法律」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条の改正規定（「、教育委員会の委員長」を「、教育委員会の教育長」に改める部分に限る。）は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第 2 条第 1 項の規定により、なお従前の例により在職するものとされる教育長の教育委員会の委員としての任期中においては、第 21 条の改正規定（「、教育委員会の委員長」を「、教育委員会の教育長」に改める部分に限る。）は適用しない。

羽曳野市議会委員会条例 新旧対照表

新	旧
<p>(出席説明の要求)</p> <p>第 21 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他<u>法律</u>に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p>(出席説明の要求)</p> <p>第 21 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他<u>法令又は条例</u>に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>以下省略</p>